平成２９年度第５回北九州市障害者施策推進協議会

第３回（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会全体会

（会議要旨）

日　　時	平成２９年１１月２０日（月）１８：３０～２０：００
場　　所	市庁舎　３階　大集会室
出席構成員 （２７名）	◆北九州市障害者施策推進協議会委員（一部あり方懇話会構成員兼務） ◆（次期）北九州市障害者支援計画のあり方会懇話会構成員 今村委員、伊野委員、榎委員、大坪構成員、河原構成員、古柴構成員、小鉢委員、志井田構成員、白川委員、早田構成員、髙橋委員、田中委員、田原構成員、中村（貴志）委員、中村（恵美子）構成員、長森委員、橋本（泰司）構成員、橋本（弓子）構成員、久森委員、松尾（圭介）委員、真鍋構成員、森（雄二）構成員、森（聖子）委員、山下構成員
欠席構成員 （３名）	礒田構成員、門田構成員、芳賀委員、深谷構成員、 松尾（まゆみ）委員、民田委員、山田委員
事　務　局 及び関係課	【保健福祉局】 障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課長、総務部計画調整担当課長、 【関係課】 教育委員会事務局指導部特別支援教育課長
次　　第	１　開会 ２　意見交換 （１）（次期）北九州市障害者支援計画（試案） ３　閉会

会　議　経　過	
発言者	発　言　要　旨
事務局	ただ今から平成２９年度第５回北九州市障害者施策推進協議会及び第３回（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会全体会を開催する。 北九州市障害者施策推進協議会　会議成立の確認 本日の会議出席者は名簿のとおりであり、４人の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第６条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は１９名の委員の内１５名の委員にご出席いただいているため、本協議会は成立していることを、まず、ご報告させていただく。 （次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会　出席者の確認 配布資料確認 この後の会議の進行は北九州市障害者施策推進協議会会長にお願いする。
会長	それでは議事に沿って進めてまいるので、皆さまにはご協力をお願いする。 意見交換　（次期）北九州市障害者支援計画（試案） 事務局から説明をお願いする。
企画調整係長	事務局説明 資料１　（次期）北九州市障害者支援計画の体系（修正案）、 資料２　（次期）北九州市障害者支援計画（試案） について説明。
会長	それでは構成員の皆様から質問やご意見を頂戴したい。今回計画の策定のあり方懇話会としては、本日が最後の発言の場となるかと思うので、特に懇話会の構成員の皆様にはご意見を頂戴できればと思う。どこからでも結構なので、ご意見、質問等あればお願いする。
構成員	私はこの会で本人の高齢化、親の高齢化がとても不安であるということを毎回発言していた。今回、地域生活支援拠点の整備について、「緊急時」という文言が最初に記載してあったが、そこに「日頃から身近なところで見守りや交流を行うと共に」という文言を加えていただき安心した。内容については、今後検討していくという返事をいただいているので、これからだと思うが、本人や親、家族が抱えている不安などを解消できるようなそういう地域生活支援拠点の整備を、あまりゆっくりではなく、早急に実現して頂きたい。
会長	要望である。 その他にご意見等ないか。
委員	【資料の整合性について】（資料２の３４ページ以降） それぞれの分野ごとに基本的な考え方が記載されているが、次の４点に

	ついて整理していただきたい。 　参考資料３の１ページ、分野１の分野目標に「障害の有無に関わらず」とあるが、資料２の試案では削除されている。 　参考資料３の７ページ、分野２の分野目標に「医学的」とあるが、資料２の試案では削除されている。 　参考資料３の２３ページ、分野５の分野目標の「障害のある人に対して」と、最後の部分の「経済的自立を支援する」が違っている。 　参考資料３の２８ページ、分野６の分野目標の「地域における」が資料２の試案では削除されている。
企画調整係長	資料の整合性が取れていない箇所についてご説明する。 　資料３の２ページの基本的な考え方に「障害の有無に関わらず」という表記が残っているが、削除漏れである。資料２の試案の内容が最新のものとなっている。 　資料３の６ページ、「医学的リハビリテーション等」の「医学的」の削除についてであるが、当初は医学的リハビリテーションという正規の名称を使っていたが、次期計画の他の箇所では同じ単語を使用していないこと、また国においても「医学的」を削除し、「リハビリテーション」という記載に統一された経緯などを踏まえ、今回削除させていただいたが、修正部分が反映されていなかったもの。 　また、参考資料３についても、同様に削除ができていないが、机上にある資料では７ページの「医学的」を削除した上で配布させていただいている。 　基本的には資料２の試案が最終案という形でご提案させていただいた内容であるが、一部古い記載が残っており、二重訂正等が至っていないところがあったところである。修正が反映できていない箇所があることについてはお詫び申し上げる。
会長	少し説明いただいたが、資料２の試案と他の資料について、文言等を合わせる等、整合性が取れるようにというご意見かと思う。 　資料２が最新案とのことで理解する。 　その他にご意見等ないか。
構成員	【アウトリーチ（訪問支援）に係る数値目標の設定について】 　今回、アウトリーチ（訪問支援）について障害者計画の案に入ったが、今回の計画策定には間に合わなくても、今後、数値的にフォローする仕組みを入れていただきたい。 【７－（１）－６について】（資料２の７８ページ） 　以前にも言ったが、グループホームの需要が非常に高いため、できるだけ民間の事業者がグループホームを運営できるような支援をしていただきたい。グループホーム設置の申請の際に、防火設備等の一部助成もされていると市から聞いているが、ここでは「消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い」となっており、整備の際の助成にまで踏み込んでいない。国の指針には一部助成をするという文

	言があり、またグループホームを民間事業者で作ろうと思っても防火設備に対する費用の投資がネックになるということも聞いているので、一部助成に関する文言を付け加えていただきたい。
会長	事務局から回答できるか。
障害者支援課長	平成２７年４月から消防法施行令の改正で障害支援区分４以上の方が８０％以上利用するグループホームや短期入所施設のような生活をする施設についてスプリンクラーの設置が必須になり、既存施設については平成２９年度中に設置を行い、平成３０年４月から完全に使える状態にすることとされている。それに合わせて、平成２８年１２月に補正予算を計上し、スプリンクラー等を設置する事業者で申請をしていただいたところについて、審査をした上で補助を行った。４法人１３施設の申請があったが、最終的に補助を行ったのは２法人２施設に留まった。この原因は、全額助成ではないため、自己資金が必要であったが、それが出せなかったことから、結局できなかったものである。私どもとしては、防火設備の設置は今年度しっかり力を入れて行う方針で進めてきたが、結果は思わしくなかった。当然、整備を進めていく必要があるとは思っているが、予算を伴うため、予算要求は行っていくが、この計画の中で防火設備設置に対して助成すると明確に盛り込むことは難しいことをご理解賜りたい。
構成員	国の方針の中にも一部助成とあり、全額助成は難しいとは思う。ただ、新しく作る場合は１０万円まで助成すると聞いたが、その金額では事業者も二の足を踏むと思うので、もう少し実現味のある助成額を、ケースによって検討していただきたい。 それから、先ほど言ったアウトリーチ（訪問支援）の数値目標化の件はどうなのか。
障害者支援課長	参考資料４の３ページに、今回新たに設定が義務付けられた自立生活援助について、平成３０年１００人、３１年が１０８人、３２年が１１６人という目標数値を掲げさせていただいている。平成３０年から初めて実施する事業であるため、実際にどのくらい利用者がいるかはまだ見えないが、今までの色々な相談支援等の実績を基に算定させていただいた。
構成員	自立生活援助とアウトリーチ（訪問支援）は一緒のものなのか。違うものだと思うが。 今のアウトリーチ（訪問支援）のサービスを受けている実数というのはつかんでいるのか。
障害者支援課長	従来からの訪問系サービスについては、参考資料４の１ページの一番上に記載しているが、訪問系サービスの居宅、重度訪問、同行援護などについて、平成２７年度から２９年度まで、２９年度はまだ実績は上がっていないが、見込みと平成２７年度と平成２８年度の実績を記載しており、平成３０年度以降の見込みについては、例えば居宅系であればＨ３０年度が

	１，９８９人、Ｈ３１年度が２，０９４人、Ｈ３２年度が２，２０４人、また時間についてもそれぞれ記載している。
構成員	この居宅介護と精神障害に係るアウトリーチ（訪問支援）は違うものではないか。このカテゴリーには上がっていないのではないか。
会長	資料等確認する時間が必要であれば、この質問に対してのご回答は保留しておくか。
障害者支援課長	私がお話したのは訪問支援に係る全般的な話であるため、精神障害に係るアウトリーチ（訪問支援）については、発達障害・精神保健福祉担当係長からお答えする。
発達障害・精神保健福祉担当係長	多職種チームによる精神障害のある方のアウトリーチ（訪問支援）であるが、今、障害者支援課長から回答した数字には計上されていない。精神障害に対応した地域移行支援事業の中で、新たにチームを組み、これから始めるところである。数値目標については、これまでの枠組みにないものであるため、今の段階で数値目標の設定は難しいことから、実際に動き始めてからの実績を見ながら目標を立てていきたいと考えている。
構成員	よろしくお願いする。
会長	その他にご意見等はないか。
委員	【成年後見制度利用促進に係る計画について】 成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進の基本計画が国で決まり、市町村も計画を立てなければいけないと決まったかと思うが、高齢者部門では大雑把にではあるが計画作成の話も出ているが、障害福祉部門ではそういった基本計画を立てる、あるいは高齢者部門と足並みを揃えて関係各機関と連携をする、あるいは中心機関を決めるための協議会を開く等の動きはあるのか。
障害者相談支援係長	現在行っている成年後見に係る事業も、高齢者施策を行っている長寿社会対策課と一緒に行っている。今のところ、来年度から動きが始まる予定であり、障害のある人に係る成年後見制度利用促進に係る計画も、高齢者に係る計画と一緒に立てていく予定である。
会長	その他にご意見等ないか。
委員	【８－（３）－４について】（資料３の４３ページ） 今回の修正で精神障害も入ったが、３障害（身体障害、知的障害、精神障害）と言われてしまえば、精神障害の中に発達障害も含むという理解はしたが、８－（３）－３のように、見出しを障害特性に応じた分かりやすい情報の提供というような形にできないのか。８－（３）－４の最後の「多

	様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます」という一文を見ると、見出しが「知的障害のある人」という言葉だけでは、内容と違うと思う。 【１．現状と課題（１）サービス等利用計画の適切な実施について】 （資料２の３６ページ） 「各専相談窓口」は「各専門相談窓口」ではないか。 【１－（２）－１について】（資料２の３９ページ） 「量的・質的充実を図など」は「量的・質的充実を図るなど」ではないか。 【１－（３）－２について】（資料２の４０ページ） 「巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります」とあり、職員だけではない色々な人たちの資質向上を図るということで、「等」とついているのだと思うが、あまりにも「等」が続くのはどうかと思った。
会長	事務局から回答をお願いする。
企画調整係長	資料２の３６ページの「各専門相談窓口」の「門」が落ちているところ、また次の３９ページ、１－（２）－１の「図る」の「る」が抜けているところについては誤植であるため、修正をさせていただく。 資料２の４０ページ、１－（３）－２について、「巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります」と「等」が重複しており、読み辛さもあるので、内部で検討して修正等させていただく。 資料３の４３ページ、８－（３）－４について、「知的障害のある人にも分かりやすい情報提供」というところに、「知的障害や精神障害のある人等にも分かりやすい情報提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます」という文言で、情報アクセシビリティ、情報にアクセスしやすいような取り組みをしたいという形でこの文章をつくったところである。知的障害のみならず精神障害のある人、また発達障害等ある方に対しても情報の届きやすさというのを是非取り組んで欲しいというご要望から文言等を修正したところであるが、こちらの部分は分かりにくいような印象があるということか。
障害福祉部長	補足する。この８－（３）－４の見出しについては、この基本的な施策の内容からすると、「知的障害のある人」と書くよりも「障害特性に応じ分かりやすい」といった趣旨の見出しにした方が良いと思うので、検討させていただきたい。
会長	その他に何かないか。
委員	【３－（１）－１０について】（資料３の１４ページ） この内容は、指定管理者制度で運営するよりも社会福祉法人などで運営した方が運営しやすいというようなことか。
障害者支援	市立の障害福祉施設には、総合療育センター、ひまわり学園等各種ある。

課長	全てではないが、市立の障害福祉施設について民間で運営していただけるものがあれば、市が指定管理をするのではなく、民間に譲渡をして、民間で運営をしていただくというものである。
委員	具体的にはどこか。
障害者支援課長	過去には、例えばきく工芸舎や春ヶ丘学園が民間譲渡されている。今、予定しているのは、知的障害児の入所型の施設である小池学園を民間譲渡する前提で施設整備を行っている。
委員	逆に言うと、ここだけは指定管理者制度で運営を続けるという施設はあるのか。どこも同じレベルで考えているのではないということは十分わかっているが、今、かなりのお金を使って建て替え中の総合療育センターも含めて民間譲渡を考えているのかというところも含めて、誤解を与える可能性があるので何らかの表現の工夫をしたほうがよいのではないか。
障害者支援課長	まだ正式にどこを民間譲渡をする予定と決まっているわけではないが、例えばおっしゃるとおり総合療育センターは、たくさんの専門家が関わるため、民間に移行するためにはやはり報酬等の支援をしていかなければならない。そういった将来的に、逆に赤字が出てしまいそうな例として、総合療育センターや障害者福祉会館は民間譲渡には馴染まないと考えている。民間でも運営しているような知的障害児の施設については、もし考えていただけるところがあれば民間譲渡を行うとともに、民間で施設を整備していただくという方法も今後あるかと思い記載している。
会長	その他に何かご意見等ないか。
構成員	【北九州市障害福祉計画と北九州市障害児福祉計画について】 （資料２の１０３ページ） 特に障害児福祉計画は第１期ということで、今回初めて障害児に特化した計画を作るようになったので、この充実を今後目指していただきたい。 【３．医療的ケア児支援の対応について】（資料２の１２９ページ） 「成果目標にかかる事業の活動指標」の中に「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」があり、それも大事だと思うが、もっと大事なのが、受け入れてくれる訪問診療や訪問看護との連携である。国の基本指針に書いてあるが、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする」となっており、これから取り組んでいく分野だと思うが、今も困っている方がたくさんおられるので、是非、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションなどの調整をこれから進めていただきたい。 また、これは障害児に限らない話であると思う。成人になられても、苦労されている方がおられるので、是非、障害福祉計画と連携して取り組んでいただきたい。

会長	その他にご意見等ないか。
委員	【３－（２）－１について】（資料３の１４ページ） 専門研修とは具体的にどんなことをしているのか。
会長	事務局から説明をお願いする。
障害者相談支援係長	内容については、まだいろいろと検討の余地があると思うが、計画に先立って、今年度、障害者自立支援協議会と一緒に窓口職員に対する研修会を先日行った。内容は、数ある様々な支援機関が行っていることの把握や、ケアマネジメントの基礎についてである。これから回を重ねるごとに内容を充実させていきたいと考えている。
委員	もう１点今のところで、例えば私や障害を持っている方が相談窓口に行ったときに、専門研修を受けた方に窓口であたったとして、その専門研修を受けた方が対応できない内容の相談だったとしたら、替わりに誰か対処する人がそばについているのか。
障害者相談支援係長	相談内容がその窓口だけでは解決できない場合、他の専門的な相談窓口と連携して対応を行うことになる。そのため、他の専門的な相談窓口がどういった対応ができるかという知識の習得も専門研修で行っていく。できるだけ一つの窓口で問題が解決できれば良いが、難しいことも多いので、初めに相談を受けた窓口での問題解決が難しい場合は、別の窓口、機関と一緒に対応したり、支援を行う体制をとっている。
委員	【３－（１）－１１について】（資料２の５１ページ） 基幹相談支援センターが入っていないが、あえて落としたのか、書き忘れたのか。書き忘れているのであれば、是非記入をしていただきたい。
障害者相談支援係長	あえて削った訳ではないが、この計画は基本的には市が直接実施している事項を記載する形をとっており、基幹相談支援センターに業務委託はしているが、市が委託元として実施主体となるため、今のところは記載をしていない。
委員	記載をする予定がないということで理解して良いか。
障害福祉部長	基幹相談支援センターでも触法障害者に関する対応を行っているので、記載について検討させていただきたい。基幹相談支援センターを記載することでより分かりやすくなるのであれば、前向きに検討したいと思う。
委員	次の５２ページの３－（２）－２には基幹相談支援センターの名前が書いてあるので、この項目にも是非記入して頂きたい。
会長	その他に何かご意見等ないか。

委員	【目標設定の考え方について】（資料２の１２１ページ） 　今回、障害者計画の基本的な施策に入れていただいた文言である、「日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに」が入っていないが、これは欠けているのではなく、入れられないのか。
企画調整係長	持ち帰って精査し、障害者計画と障害福祉計画の整合性が取れるように調整したい。
会長	その他にご意見等ないか。 【４－（３）－１について】（資料３の２２ページ） 　私からも一点。「就学」は「修学」ではないか。
企画調整係長	確認をし、必要に応じて修正をしたい。
会長	その他にご意見等ないか。
委員、構成員	（その他に意見等なし）
会長	本日の議論はこれで終了としたいと思う。 　活発なご意見をいただき感謝申し上げる。 　色々な角度からご検討いただいた試案ができているので、是非、次は本当に実行というところで、実を結んでいただきたいと思う。 　本日いただいたご意見については会長及び事務局に一任させていただきたいと思う。事務局にお返しする。
事務局	会長、また委員、構成員のみなさまも、長時間にわたり意見交換いただき感謝申し上げる。 　本日の会議でこの（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会は終了となる。終了にあたり障害福祉部長よりご挨拶申し上げる。
障害福祉部長	本日はお忙しい中、寒い中、また机が窮屈で大変であったと思うが、会議にご出席、またご議論いただき感謝申し上げる。 　これまで進めて参った（次期）北九州市障害者支援計画であるが、このあり方懇話会において、本年２月から議論を開始した。２回の全体会議、そして３つの部会に分かれてそれぞれの会議を経て、本日の全体会議に全体の計画案を提示したところである。 　今回をもって懇話会は終了となる。この間、皆様には全体会、部会いずれも通じて大変熱心にご議論いただき、また多くの貴重なご意見、ご提案をいただいた。改めて皆様に心より感謝を申し上げる。 　今後の手続きであるが、１２月中旬からパブリックコメントを行い、これを経て来年２月に最終的な計画案を提出したいと考えている。

	本日は、合同開催とさせていただいたが、２月は障害者施策推進協議会に改めてご報告をさせていただき、ご承認をいただいた後、２月市議会に報告し、その後計画を発表するという予定である。 当然のことであるが、計画は作って終わりということではなく、進捗管理を行いながら適切に実現を図っていくということが重要である。そしてそのことが社会的障壁をなくし、障害の有無に関わらず誰もが生き生きと生活できる共生のまちづくりに繋がっていくものと考えている。 引き続き皆様のご理解、ご協力を賜り、お礼のあいさつに代えさせていただきたいと思う。 これまでのご協力に感謝申し上げる。
事務局	以上で本日の会議を閉会する。